

平成 26 年 6 月 27 日

各 位

会社名 株式会社ョコオ

代表者名 代表取締役兼執行役員社長 徳 間 孝 之

(コード番号 6800 東証第1部)

問合せ先 執行役員管理本部長 横尾健司

(TEL 03-3916-3111)

ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成26年6月27日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社取締役(社外取締役を除く) 及び従業員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共 有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目 的として、ストックオプション(新株予約権)を発行するものです。

- 2. 新株予約権の発行要領
- (1)新株予約権の名称 株式会社ヨコオ 2014 年発行 新株予約権
- (2) 新株予約権の総数

3,480 個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(3) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数は以下のとおりとする。各対象者への割当数は、各対象者による新株予約権の申込みの数が、本日開催の取締役会が定める各対象者への割当数に満たない場合には、当該申込みの数に減少することとする。

当社取締役 3名 300 個 当社従業員 242 名 3,180 個

(4) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、下記(15)に定める新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式 分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するも のとする。

なお、この調整は新株予約権のうち、当該時点で権利を行使されていない新株予約権にか かる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切 り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

(6) 行使価額の調整

割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合(ただし、当社 普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証 券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は次の算式によ り行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
 調整後 行使価額
 = 調整前 行使価額
 ×
 世通株式数 株式数 *
 *
 1株当たり 普通株式数 *
 払込金額 新規発行前の普通株式の株価

既発行株式数 + 新規発行普通株式数

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。また、上記のほか、当社が資本の減少、合併又は会社分割等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社取締役会において合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(7) 新株予約権の払込金額の算定方法

①当社取締役

各新株予約権の払込金額は、割当日において一般的な価格算定モデルに基づき算出した金額とする。なお、当該価額は、新株予約権の公正価額であり、会社法第246条第2項の規定に基づき、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺するものとする。

②当社従業員

新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しない。なお、職務執行の対価として公正 発行により付与される新株予約権であり、有利な条件による発行には該当しない。

(8) 新株予約権を行使することができる期間

平成28年8月8日から平成32年8月7日までとする。

(9) 新株予約権の行使の条件

①当社取締役

新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の地位を喪失した場合はこの限りではない。

②当社従業員

新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、 監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができ る。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当 社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取 締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。

- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記① 記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 新株予約権の取得条項

- ①当社は、以下のi、ii、ii、iv又はvの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ②下記に定める取得条項判定期間の各日(取引が成立をしない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が下記の取得条項判定価額を下回った場合、当社取締役会が別途定める日に、当社は、当該日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

取得条項判定期間 新株予約権の割当日の翌日から平成28年8月7日まで 取得条項判定価額 400円

(12) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(13) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホ

までに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものと する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(4)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(5)で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
 - (8) に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(8) に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備 金に関する事項
 - (10) に準じて決定する
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認 を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
 - (9)に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項
 - (11) に準じて決定する。
- (14) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合 には、これを切り捨てるものとする。
- (15) 新株予約権を割り当てる日 平成26年8月8日
- (16) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い 新株予約権証券は発行しない。

以上